

特別養護老人ホーム 水泉荘

当施設(事業所)は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 0475500146)

1. 経営法人(事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1丁目25番地1
(3) 電話番号 022-391-6658
(4) 代表者氏名 理事長 金森 従雄
(5) 設立年月 平成8年2月1日

2. 施設(事業所)の概要

- (1) 施設(事業所)の種類 指定介護老人福祉施設 ・平成12年4月1日指定
(2) 施設(事業所)の名称 特別養護老人ホーム 水泉荘
(3) 施設(事業所)の所在地 宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷1番地
(4) 電話番号 022-376-7050
(5) 管理者氏名 施設長 目黒 勉
(6) 開設年月 平成9年4月1日
(7) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00 ~ 18:00

- (8) 利用定員 介護老人福祉施設 100人
(9) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	30室	
2人部屋	3室	
4人部屋	21室	
合計	54室	
食堂	3室	
機能訓練室(食堂と兼用)	2室	[主な設置機器] 平行棒、エアロバイク
浴室	3室	器械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、配置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

1. 指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	配置職員数			常勤換算	指定基準
	専従	非常勤	兼務		
1. 事業所長(管理者)			1名		1名(兼務可)
2. 介護職員	33名	5名	10名	46.1名	36名
3. 生活相談員	1名		2名	2.8名	2名
4. 看護職員	4名	4名	2名	7.9名	4名
5. 機能訓練指導員	1名		1名	1.5名	1.2名
6. 介護支援専門員	1名		2名	3.0名	1名(兼務可)
7. 医師		1名		0.1名	1名(非常勤可)
8. 管理栄養士	2名	1名		2.8名	1名(兼務可)

2. 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）
1. 医 師(非常勤)	週1回 15:00~17:00 1名
2. 介護職員(常勤・非常勤)	※日中の主な勤務体制 早番: 7:30~16:30 (6~7名) 日勤: 9:00~18:00 遅番: 11:00~20:00 (3名) 超遅番: 13:00~22:00 (2名) 夜勤: 17:00~翌日10:00 (3名) 深夜勤: 21:45~翌日7:45 (2名)
3. 生活相談員(常勤)	8:30~17:30 9:00~18:00 (1~2名)
4. 看護職員(常勤・非常勤)	早番: 8:00~17:00 (1~2名) 日勤: 9:00~18:00 (1~2名)
5. 機能訓練指導員(常勤)	8:30~17:30 9:00~18:00 (1名)
6. 介護支援専門員(常勤)	9:00~18:00 (1名)
7. 管理栄養士(常勤)	9:00~18:00 (1名)

4. 主な協力医療機関

医療法人社団千秋会 根白石診療所	内科
長命ヶ丘針生・舟田クリニック	内科・外科
一般財団法人みやぎ静心会 国見台病院	精神科
医療法人 寶樹会 仙塩総合病院	内科・外科・整形外科・眼科
医療法人 泉整形外科病院	整形外科
医療法人 川平内科	内科・循環器科
医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科
医療法人財団 明理会 イムス明理会仙台総合病院	内科、消化器内科、外科、総合診療科、整形外科、脳神経外科 形成外科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、神経内科 心療内科、麻酔科
長命あべ歯科	歯科

5. 当施設(事業所)の利用料金

○介護老人福祉施設(長期入所)の利用料金

・介護保険の給付が受けられるサービス(利用料金のお支払い)

(1)1か月(30日とした場合)あたりの基本利用料のみの額(個室・多床室共通)

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	237,320円	261,910円	287,550円	312,130円	336,370円
1割負担の方	23,732円	26,191円	28,755円	31,213円	33,637円
2割負担の方	47,464円	52,381円	57,509円	62,426円	67,274円
3割負担の方	71,196円	78,572円	86,264円	93,639円	100,910円

(2)加算料金(サービスの利用に応じてかかる加算額)

入院・外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合(1か月に6日を限度) 253円/日(1割負担)・506円/日(2割負担)・758円/日(3割負担)	
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間 又は30日を超える入院後に再入所した場合 31円/日(1割負担)・62円/日(2割負担)・93円/日(3割負担)	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	Ⅰ:計画を作成し、サービス提供の同意を得た上で機能訓練を実施した場合 13円/日(1割負担)・25円/日(2割負担)・37円/日(3割負担)	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練実施に当たって、当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する場合 21円/月(1割負担)・41円/月(2割負担)・62円/月(3割負担)	
栄養マネジメント強化加算	栄養ケア計画を作成し、サービス提供の同意を得た上で栄養管理を実施し、情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用した場合 12円/日(1割負担)・23円/日(2割負担)・34円/日(3割負担)	
療養食加算	医師の発行する、食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食が、管理栄養士によって管理され提供された場合 7円/回(1割負担)・13円(2割負担)・19円(3割負担)	
退所前訪問相談援助加算	ご契約者が退所後生活する居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合 473円/回(1割負担)・945円/回(2割負担)・1418円/回(3割負担)	
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合 473円/回(1割負担)・945円/回(2割負担)・1418円/回(3割負担)	
退所時相談援助加算	ご契約者の退所時に、退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、同意を得て、退所日から2週間以内に退所後の居住地を管轄する市町村及び老人介護支援センターに対して、介護状況を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供した場合 411円/回(1割負担)・822円/回(2割負担)・1233円/回(3割負担)	
退所前連携加算	ご契約者が退所に先立ち、利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、介護状況を示す文書を添えて情報を提供し、かつ、その居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 514円/回(1割負担)・1027円/回(2割負担)・1541円/回(3割負担)	
経口移行加算	経管により食事をされている入所者ごとに経口移行計画を作成し、経口による食事を進めるための栄養管理を行った場合 29円/日(1割負担)・58円/日(2割負担)・87円/日(3割負担)	
経口維持加算	(Ⅰ)については、医師又は歯科医師の指示に基づき、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者について、医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員等他職種共同で食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合	(Ⅰ) 411円/月(1割負担) 822円/月(2割負担) 1233円/月(3割負担)
	(Ⅱ)については、(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	(Ⅱ) 103円/月(1割負担) 206円/月(2割負担) 309円/月(3割負担)

看取り介護加算(Ⅰ)	医師が、医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断しご契約者の同意を得て、見取りに関する指針に基づきサービス提供を行った場合（死亡日以前45日を限度として）	死亡日以前 45～31日 74 円/日(1 割負担) 148 円/日(2 割負担) 222 円/日(3 割負担)
		死亡日以前 4～30日 148 円/日(1 割負担) 296 円/日(2 割負担) 444 円/日(3 割負担)
		死亡日の前日・前々日 699 円/日(1 割負担) 1,397 円/日(2 割負担) 2,095 円/日(3 割負担)
		死亡日 1,315 円/日(1 割負担) 2,629 円/日(2 割負担) 3,944 円/日(3 割負担)
口腔衛生管理加算	Ⅰ：歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。 歯科衛生士が口腔ケアについて介護職員に具体的な助言・相談に必要なに応じ対応すること。 Ⅱ 上記に加え計画の内容等を厚生労働省に提出し必要な情報を活用していること。	(Ⅰ) 93 円/月(1 割負担) 185 円/日(2 割負担) 278 円/日(3 割負担) (Ⅱ) 113 円/月(1 割負担) 226 円/日(2 割負担) 339 円/日(3 割負担)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月のご利用単位数に 14.0%を乗じた額	
褥瘡マネジメント加算	Ⅰ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、評価するとともに少なくとも3月に1回評価・見直しを行い厚生労働省に提出し活用すること。又評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに多職種にて共同して褥瘡ケア計画を作成・記録していること Ⅱ 上記に加え評価の結果、褥瘡の発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がないこと。	(Ⅰ) 3 円/月(1 割負担) 6 円/月(2 割負担) 9 円/月(3 割負担) (Ⅱ) 14 円/月(1 割負担) 27 円/月(2 割負担) 40 円/月(3 割負担)
安全管理体制加算	安全対策に係る外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 21 円/回(1 割負担)・42 円/月(2 割負担)・62 円/月(3 割負担) ※入所時に1回を限り算定	
若年性認知症入所者受入加算	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 124 円/日(1割負担)・247 円/日(2割負担)・370 円/日(3 割負担)	
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに少なくとも6月に1回は評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。また評価の結果、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、排せつに介護を要する原因分析、計画作成を行い、当該支援計画に基づく支援を継続して実施するとともに、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画の見直ししている場合 11 円/月(1 割負担)・21 円/月(2 割負担)・31 円/月(3 割負担)	
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 16 円/月(1 割負担)・31 円/月(2 割負担)・47 円/月(3 割負担)	

排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合 21円/月(1割負担)・41円/月(2割負担)・62円/月(3割負担)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、必要な情報を活用する場合 41円/月(1割負担)・82円/月(2割負担)・123円/月(3割負担)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の算定要件に加え、利用者の疾病の状況を厚生労働省に提出した場合 52円/月(1割負担)・103円/月(2割負担)・154円/月(3割負担)
ADL維持等加算(Ⅰ)	イ.利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 ロ.利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ.利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。 31円/月(1割負担)・62円/月(2割負担)・93円/月(3割負担)
ADL維持等加算(Ⅱ)	ニ.ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ホ.評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。 62円/月(1割負担)・124円/月(2割負担)・185円/月(3割負担)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の成果が確認されている、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の適切な役割分担を行っている場合 103円/月(1割負担)・206円/月(2割負担)・309円/月(3割負担)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全・介護サービスの質の向上・職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催、見守り機器等のテクノロジーの導入、効果を示すデータの提供を行った場合 11円/月(1割負担)・21円/月(2割負担)・31円/月(3割負担)

○介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※①居住費及び②食費については、申請し市町村より認定を受けた場合、利用者負担第1段階から第3段階まで減額されます。ご利用の際、介護保険証とともに負担限度額認定証をご提示下さい。

①居住費及び滞在費 (1か月を30日とした場合)	4床及び 2床室	利用者負担第1段階	0円/日
		利用者負担第2段階	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第3段階①	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第3段階②	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第4段階	915円/日(1か月あたり27,450円)
	個 室	利用者負担第1段階	380円/日(1か月あたり11,400円)
		利用者負担第2段階	480円/日(1か月あたり14,400円)
		利用者負担第3段階①	880円/日(1か月あたり26,400円)
		利用者負担第3段階②	880円/日(1か月あたり26,400円)
		利用者負担第4段階	1250円/日(1か月あたり37,500円)
②食 費 (1か月を30日とした場合)	利用者負担第1段階	300円/日(1か月あたり9,000円)	
	利用者負担第2段階	390円/日(1か月あたり11,700円)	
	利用者負担第3段階①	650円/日(1か月あたり19,500円)	
	利用者負担第3段階②	1360円/日(1か月あたり40,800円)	
	利用者負担第4段階	1445円/日(1か月あたり43,350円)	
③複写物の交付		10円/枚	
④日常生活上必要となる 諸費用	日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの 例)医療費、インフルエンザ等予防接種代、ジュース、アルコール類、水分補給用清涼飲料水等飲食物にかかる費用、売店の購入費用、タバコ代、理美容代、パジャマ、肌着、普段着等の被服費、歯磨き粉、歯ブラシ、ティッシュ等の日常生活用品、入場料、外出時の食事代、おこづかい等。	実 費	
⑤入居者生活資金 管理サービス	ご契約者の生活資金を管理し、その中から日常生活上必要となるもの(医療費、理美容代、生活用品、嗜好品等)の購入や支払いを代行します。	2,050円/1ヶ月	
⑥電気料金	居室へ持ち込みの小型冷蔵庫やテレビ等に係る電気使用料※充電器など、常時コンセントを使用しないものは除きます。 ※コンセントの位置の変更など簡易な変更のみ工事費自己負担により可能ですが、それ以外の工事が必要な場合は、電気製品の持ち込みは認められません	1台につき 550円/月	
⑦通帳等管理サービス	身元保証人が不在等の理由により、預金通帳等の管理を行います。	1口座につき 1,000円/月	